

令和6年度ヤングケアラー支援施策の実施状況

資料 5

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
1	人権啓発ビデオの活用	人権問題についての正しい理解と認識を深め、主体的にこれらの問題の早期解決に向けて取り組むこと等を目的に人権啓発ビデオの活用を図る	令和3年度に「ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～」をテーマに制作した人権啓発ビデオ「夕焼け」を元に、研修講師派遣及びビデオ貸出しを随時実施。	県民生活部 総務課
2	青少年のための総合相談「ほっとらいん相談」の開設	ひきこもり・不登校等の課題を抱える青少年のための総合相談及び、青少年を中心とするひきこもり専門相談として、心理士等の資格を持つスタッフによる総合相談窓口（ほっとらいん相談）を開設	・相談日：月・水・土（週3回）（祝日12/29～1/3を除く） ・実施時間：午前10時から12時、午後1時から4時	男女青少年課
3	「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ランチ）」の設置	地域相談会やアウトリーチ型の訪問支援等を通じてひきこもり者の支援を行うことを目的に、「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ランチ）」を、県内5地域のひきこもり支援団体等に委託して実施	① 地域相談会：年1回以上実施（但し、播磨地域は年2回以上実施） ② 訪問支援事業：月2回程度実施 ③ 地域連携ネットワーク事業：年1回程度実施 ④ ひきこもりサポーターの活用：随時実施 ⑤ ひきこもりサポーターフォローアップ研修：年1回程度実施 ⑥ 市町支援事業：地域内の県民センター・県民局単位ごとに年2回以上 ⑦ 学校との連携強化事業の実施：随時	男女青少年課
4	兵庫県ひきこもりサポーター育成事業の実施	潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させるひきこもりサポーター育成研修を実施	【初級コース：60分×4科目（計4時間）】 ・育成目的：ひきこもり支援意識の啓発、地域ランチスタッフのサポート等 ・対象者：ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者 【中級コース：60分×7科目（計7時間）】 ・育成目的：市町、地域ランチでの居場所支援や訪問支援のサポート等 ・対象者：初級コースを修了した者	男女青少年課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
5	自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を行うとともに、ひきこもり状態の者やヤングケアラーなど社会的に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を実施。	生活困窮者の抱える課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう支援するとともに、ひきこもり状態の者やヤングケアラーなど社会に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を行う。	地域福祉課
6	生活困窮世帯の子どもを地域で支援	生活困窮者世帯等(ヤングケアラー含む)の子どもに対し、調理実習等を通じて食事・居場所を提供し、学習支援、日常生活習慣獲得及び保護者への養育指導を行う拠点を運営。	ひとり親世帯、生活保護受給世帯、生活困窮者世帯の子ども(ヤングケアラー含む)及びその親に対して支援を実施。 (支援内容)学習支援、調理実習、食事、後片付など	地域福祉課
7	民生委員・児童委員	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員等の活動を支援。	民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るほか、活動費用等を補助する。 また、民生委員・児童委員に対し、研修を通じてケアラー・ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図る。	地域福祉課
8	重層的支援体制整備事業	改正社会福祉法に基づき、市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。	さまざまな課題を有する者の支援について、市町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業に係る補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を交付する。 また、包括的な支援体制を整備にあたり、各市町において、ケアラー・ヤングケアラーの支援する視点をもって、適切なサービスにつなげられるよう、連絡会議等を通じて市町に情報提供や助言を実施	地域福祉課
9	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援することを目的として、市町社協の生活支援員が定期的に訪問する。	継続案件及び新規案件の相談対応、契約締結、定期訪問と支援を行うとともに、生活支援員等向け研修を実施した。また、実施主体である県及び市町社協職員に対してヤングケアラー支援研修の受講案内を行った。	地域福祉課
10	成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制整備	認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けるための支援体制づくりを実施	専門員による体制整備にかかる情報収集や助言、会議、研修等を行い、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度をはじめとする権利擁護が行われるよう市町を支援するとともに、全県域の体制整備方針についての関係者会議を実施する。また、市町職員等に対してヤングケアラー支援研修の受講案内を行った。	地域福祉課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
11	子ども食堂」応援プロジェクト	「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、経済的な理由等により食事が十分にとれていない子どもたちに温かい食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を助成する。	こども食堂の立上げ経費の支援にあたっては、ヤングケアラーの発見や関係機関との連携方策等について申請団体からヒアリング等を実施。 ＜対象＞ 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体 ＜内容＞ 「子ども食堂」立上げに必要な経費（冷蔵庫、炊飯器や食器購入費等）	地域福祉課
12	ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援事業	「ひょうごフードサポートネット」において、フードバンクや子ども食堂等と連携して弁当や食材を生活困窮世帯へ届ける取組を支援するとともに、そういった取組を通じて家庭の生活状況等を把握し、地域関係機関と連携した必要な支援につなげる。	ア 配食を行う子ども食堂の運営団体に対し、備品等整備費及び運営費を補助 イ 子ども食堂へ食品供給を行うフードバンク等の運営団体に対し、備品等整備費及び運営費を補助 ウ ひょうごフードサポートネット連携体制推進にかかる補助事業として、県社会福祉協議会に対し、連携体制推進会議の開催費、広報費等を補助	地域福祉課
13	市町が実施する地域支援事業（地域包括支援センター）への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組みを支援する。うち、地域における高齢者等の相談窓口である地域包括支援センター（市町設置）の適正な運営のため、研修や会議の開催等を通じて市町の取組みを支援する。	地域包括支援センターにおける会議、研修等の機会を捉え、ケアラー・ヤングケアラーに関する県事業の説明、意識啓発や相談窓口の周知等を通じて、地域包括支援センター職員等の相談支援体制を強化する。	高齢政策課
14	介護技術等普及事業	家庭での介護負担を軽減することを目的として、家族や親族などを在宅で介護している方を対象に、経験豊かな介護職員等が介護技術の要点を教える「介護技術講習会」を県・市町で開催する。	特別養護老人ホーム等の施設において、家庭で介護をしている家族などを対象とした、在宅介護の技術や介護のポイント等を伝える「介護技術講習会」を開催する。	高齢政策課
15	介護支援専門員、主任介護支援専門員の研修事業	期間満了日を迎える介護支援専門員を対象に、県が研修機関として指定する福祉人材研修センターが研修を開催 また、期間満了日を迎える主任介護支援専門員を対象に、県が研修機関として指定する兵庫県介護支援専門員協会が研修を開催	令和6年度の厚生労働省のカリキュラム改定において、近年の政策トピックスとしてヤングケアラーについても反映されたことから、これを踏まえて講座内容の充実を図る	高齢政策課
16	児童虐待防止に向けた相談体制の強化	児童（ヤングケアラーを含む）、保護者からの相談数が年々、増加していることから、児童福祉司等専門職の職員体制の充実を図る。特別枠採用試験（前倒し試験）の新設と受験可能年齢の拡充による人材確保の促進する。	全体として業務に支障のない体制の確保に努めている	児童家庭課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
17	児童虐待対応ダイヤル等の設置・運営	夜間・休日に専門の相談員を配置することで、児童虐待24時間ホットラインを実施し、24時間365日、虐待や相談に対応できる体制を整備。 また、令和5年2月から、無料かつ匿名で相談できる全国一元的なSNS相談受付体制(LINE)を構築。	○24時間ホットライン 利用者:子ども、保護者、関係機関等 主な相談内容、虐待通告、虐待相談 ○SNS相談(新) 利用者:子ども、保護者 主な相談内容:虐待相談、一般的な子育て相談	児童家庭課
18	要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携	周囲・本人も気付きにくく社会的認知度が低いことから、関係機関職員の対応力向上を図るため、要保護児童対策調整機関やこども家庭センター職員を対象にした研修等でヤングケアラーの現状等について周知を図る	①要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 令和6年7月31日(ヤングケアラーについて) ②各こども家庭センター市町連絡調整会議の活用 市町連絡調整会議やこども家庭センター職員研修などの機会を活用し、ヤングケアラーの現状等の周知を図る。	児童家庭課
19	ひとり親家庭子育て未来応援事業	「ひとり親家庭等の自立促進計画」に基づき、子育て、生活、自立に向けた就業等の面からひとり親家庭に対する自立支援事業を行う。 特に、ひとり親家庭の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、ヤングケアラーの課題を含む、就労支援、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会交流等に係る支援について研修会を開催。	第1回研修会「母子・父子自立支援員の心構えと対応について」(R6.6.7開催)において、相談対応の研修を実施。	児童家庭課
20	ひきこもり対策総合支援事業	併設の精神保健福祉センターと連携した、ひきこもり者の多数を占める発達障害や精神障害を抱える者への医療・福祉面からの介入支援から、就労援助、市町に対する後方支援を一体的に行うひきこもり総合支援センターを設置するとともに、民間支援団体等の支援者を含む支援の担い手の養成及び支援団体等ネットワークを構築することで、ひきこもり状態にある者への支援体制の構築を図る。	①ひきこもり総合支援センターの運営(県精神保健福祉センター内) ・ひきこもり電話相談 078-262-8050 相談日:火～金(週4日)(祝日、年末年始除く) 実施時間:9:30～15:30 ②オンライン居場所の設置:10箇所 ③ひきこもり支援団体等ネットワークの構築 ④ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施:年1回 ⑤ひきこもり状態にある者の家族交流の場の設置:5箇所 ⑥市町職員ひきこもり支援合同研究会の開催:年2回	障害福祉課
21	市町障害保健福祉主管課長会議を通じた支援依頼	市町障害保健福祉主管課長会議を通じ、ケアラー・ヤングケアラーに対する支援の実施を依頼	市町障害保健福祉主管課長会議の開催(41市町)	障害福祉課
22	基幹相談支援センターの設置・強化促進	市町相談支援担当者・基幹相談支援センター等連絡会議を開催し、センターの設置を促進するとともに、体制強化や制度周知を図る。	市町相談支援担当者・基幹相談支援センター等連絡会議の開催 ・第1回:令和6年9月9日(参加者94名) ・第2回:令和7年3月(予定)	障害福祉課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
23	障害者自立支援推進交付事業	精神障害者の家族に対し、家族教室の開催、相談指導、普及啓発等を実施	①家族教室の開催：5ブロック×1回以上 ②相談指導：随時 ③普及啓発誌の発行：年3回	障害福祉課
24	精神科病院入院患者等の家族支援事業	精神科病院に入院中または入院前後の患者の家族を主な対象とし、精神障害に係る正しい知識や対応方法について周知を図るとともに、家族間のつながりを深める。	県下の家族会において家族教室を実施：7ブロック×1回以上	障害福祉課
25	精神障害者相談員事業	精神障害者相談員（身近な立場で精神障害に関する悩みの相談にのる者。主な相談員は精神障害者本人や家族）を育成し、精神障害者の保健福祉の増進を図る。	①相談員数 257名（R7.2.1現在） ②相談員を対象としたスキルアップ研修 3回開催	障害福祉課
26	保護者研修等に関する事業	障害者本人への支援だけでなく家族を含めた支援を行うため障害児（者）の保護者を対象にした研修を実施	参加者313人（R7.2月時点）	障害福祉課
27	相談支援従事者研修	相談支援専門員として従事するために受講が必要な研修を通じて、ケアラーについての理解を深める。	・初任：修了者212名 ・現任：修了者171名	障害福祉課
28	知的障害者相談員研修事業	知的障害者相談員の研修を実施	参加者118人、録画視聴624回（R6.11月末時点）	障害福祉課
29	身体障害者相談員研修会開催事業	身体障害者相談員を対象として、相談に応じるのに必要な知識、技能及び身体障害者福祉制度等に関する知識の習得を行うことにより、その資質の向上を図り、相談体制を充実し、身体障害者の福祉の向上と社会参加の促進を図る	各ブロックごと7回程度実施	障害福祉課
30	成年後見制度利用促進事業	知的障害者等が住み慣れた地域で安心して生活することを支援するため、家族や支援者等が成年後見制度等について理解を深める研修会や相談会を実施	参加者18人、動画視聴66回（R6.9月末時点）	障害福祉課
31	障害者「110番」運営事業	障害者等からの権利擁護に係る相談をはじめ、就労、結婚、介助、福祉機器、人間関係、住環境の改善などの一般相談や財産関係などの専門的な法律相談など幅広い相談を行う。	相談件数821件（R7.1月末時点）	障害福祉課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
32	兵庫県障害者福祉大会開催事業	兵庫県内に居住する障害者、その関係者及び一般県民を対象として福祉大会を開催し、障害者福祉に貢献した団体・個人を賞すること等により、障害者を含む県民のだれもが互いに正しい理解と認識を深める契機とし、障害者福祉に対する広報・啓発を行う。	令和6年11月16日(土) 洲本文化体育館文化ホールで開催 (兵庫県障害者芸術・文化祭と同時開催)	障害福祉課
33	「認知症・高齢者相談」	県民総合相談センターにおいて、認知症の人と家族の会兵庫県支部及び兵庫県看護協会による電話相談を実施。	○相談分野、開設日時等 通年 週4日(年末年始・祝日は除く) 月・金 家族の会会員による相談(認知症に関すること) 水・木 看護師等による相談(認知症・介護・虐待に関すること)	健康増進課
34	若者しごと倶楽部(ジョブカフェ)事業	若年求職者等に対し、個々の課題にきめ細かく対応した就職支援を行うとともに、職業への理解・意欲の向上及び企業の人材ニーズに合致したキャリア形成を図るワンストップサービス体制を提供することにより、若年者の就職を支援	キャリアカウンセリング(キャリアカウンセラーによるサポート)各種セミナー等、就活トレーニング、マナー・コミュニケーション講座、実践! 模擬面接、業界研究セミナー、企業・職業を知るセミナー等を実施。	労政福祉課
35	義務教育課事業	①ひょうご不登校対策プロジェクト ②スクールカウンセラー(以下SC)配置事業 児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言・援助、教職員対象のカウンセリングマインド研修等を行う。 ③市町スクールソーシャルワーカー(以下SSW)配置事業 学校では解決困難なケースに対し、市町が配置するSSWを支援する。 ④SNSを活用した教育相談事業 児童生徒の悩みや相談を、SNSで受け付けることにより、児童生徒の悩み等の解消やSOSの早期発見を図る。 ⑤学校問題サポートチームの設置 学校課題に対し、学校支援専門員・SSW・SC・弁護士・精神科医・メンタルヘルスアドバイザー等による支援を行う。	①校内サポートルームへの不登校児童生徒支援員の配置。全中学校及び小学校は市町ごとに4校に1人の配置補助。他 ②全中学校区253校、小学校143校に配置。2月11日(火)に開催された第3回SC研修会にてヤングケアラーへの対応・支援について周知を行った。 ③配置数:全中学校区(166中学校区。政令市・中核市を除く36市町)。8月20日(火)に開催されたSSW連絡協議会にてヤングケアラーについて現状等を周知した。 ④音声通話や面談等での相談に加え、SNSによる相談を実施。 ⑤学校問題サポートチームにおいて、ヤングケアラーに関する相談への対応も行っている。	義務教育課

	事業名等	目的・概要	事業内容・取組状況等	所管課
36	高校教育課事業	①キャンパスカウンセラーの配置 いじめや暴力行為、自殺など生徒の多様化する問題行動や不登校等に対応するため、専門的な知識と経験を有する臨床心理士等を各県立高等学校に配置し、生徒や保護者への教育相談活動を実施し、校内における教育相談活動の充実を図る。 ②全県カウンセリングマインド研修の実施 教職員が、生徒や保護者との信頼関係を基盤に、それぞれの生徒の状況を踏まえ適切に対応するための実践的な研修を実施する。 ③その他研修等の実施 生徒理解を基盤とした生徒指導を推進し、学校全体で生徒指導の充実に取り組むため対応能力の向上をめざす。	①臨床心理士等の専門性をもつカウンセラーが個々のケースに応じた適切な指導・助言を行っている。 ②生徒指導担当教員や教育相談担当教員等に対して、ヤングケアラーの概念、実態、課題について取り上げ、ヤングケアラーに対する意識の向上を図るとともに、課題の把握に関する学校の役割等について、校内研修等を通じて、全ての教職員に周知している。 また、全県カウンセリングマインド研修(令和6年5月13日(月)開催)等の機会を通じて、ヤングケアラーに関する研修を行った。 ③生徒指導部長会(令和5年5月26日(金)開催)において、ヤングケアラーについての指導・助言を行った。また、各地区の生徒指導協議会において、ヤングケアラーについての指導・助言を行っている。	高校教育課
37	指導者等の研修	学校管理職や市町組合教育委員会指導主事等を対象に、人権教育課が実施する人権教育研修会や事業説明会において関係資料を配付し、子どもの人権に関する問題や県教育委員会が推進する「命の大切さ」を実感させる教育について、指導の充実を図る。	①研修会等 ・人権教育にかかる事業説明会(教育事務所副所長等) ・市町組合教育委員会指導主事等研修会 ・小・中・特別支援学校管理職研修会 ・県立学校管理職研修会 ・小・中・特別支援学校教員人権教育研修会 ・児童生徒支援教員人権教育研修会 ・県立学校人権教育担当教員等研修会 ・初任者研修(小・中・特別支援学校、県立学校) ②配付資料 ・子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)について(当課R2作成) ・兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針(改定版)の概要	人権教育課